

# 令和4年度保育施設利用申込みに関してのお知らせ

## 第二姫路東こども園の開園時期の延期について

第二姫路東こども園(てびき P19)の開園時期は、早くても令和4年6月以降となります。第二姫路東こども園に関しては、令和4年4月入所、5月入所の受付は行いませんので、ご注意ください。開園時期が確定しましたら、こども保育課ホームページ「第二姫路東こども園の開園時期の延期について」でお知らせいたします。

## 利用調整に関する注意事項

利用調整において、審査基準となる就労時間は、休憩時間を除きます。

## 就労証明書の記入に関する注意事項(裏面の記入例参照)

就労証明書の様式のうち、下記事項が不備の場合、保育施設の申込みの受付ができない場合がありますので、ご注意ください。

就労証明書様式 No4「雇用(予定)期間等」:有期に✓がある方で、現在の雇用期間終了後、契約の自動更新、契約の更新予定等がある場合は、No17 備考欄にその旨の記入が必要です。

就労証明書様式 No9、10 の「就労時間」:合計時間の月間(週間)時間の欄は、休憩時間を含めた時間の記入が必要です。また、合計時間の(うち休憩時間 分)の欄は、月間(週間)のトータルの休憩時間(例えば、1260分等)の記入が必要です。休憩時間が0分の場合は、0と記入が必要です(記入漏れか休憩時間がないのか確認できないため)。

## 看護・介護の認定の提出書類について

看護・介護の認定の場合、看護等確認書・診断書(てびき P41)は必ず提出が必要です。なお、てびき P3記載の手帳の写しをご提出いただければ、診断書(てびき P41の医療機関記入欄)の記入を省略することができます。

問い合わせ先:姫路市こども保育課 認定・利用担当  
TEL 079-221-2313・2366